

理由

関税率法等の一部を改正する法律の施行に伴い、関税率法施行令等の規定を整備するほか、知的財産侵害物品に係る認定手続を簡素化する手続の対象拡大、関税割当制度の適用物品に係る関税割当数量の改定等の措置を講ずる必要があるからである。